

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関するお知らせ

- 本総会につきましては、運営スタッフのマスク着用など、新型コロナウイルスに対する適切な感染防止策を実施したうえで開催させていただきます。ご出席される株主の皆様におかれましても、マスクの着用や検温、アルコール消毒の使用など、ご協力をお願いいたします。
- 株主の皆様への感染リスク回避のため、議決権行使書のご返送、またはインターネットにより事前に議決権をご行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことについてもご検討くださいますようお願い申し上げます。
- 今後の状況により、感染予防および拡散防止のための新たな措置を講じる場合は、当社ウェブサイト(アドレス<https://www.kyosan.co.jp/>)に掲載いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

第157回 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2022年6月24日(金) 午前10時

開催場所

横浜市鶴見区平安町二丁目29番地の1
当社会議室

目次

第157回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
(添付書類)	
事業報告	33
連結計算書類	56
計算書類	59
監査報告書	63
株主総会会場ご案内図	裏表紙

招集ご通知

(証券コード 6742)
2022年6月3日

株 主 各 位

横浜市鶴見区平安町二丁目29番地の1
株式会社 京三製作所
代表取締役 國澤良治
社長執行役員

第157回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第157回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2～3ページに記載の方法により2022年6月23日（木曜日）午後5時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 横浜市鶴見区平安町二丁目29番地の1 当社会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第157期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第157期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役8名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「本招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネットの当社ウェブサイト（<https://www.kyosan.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、上記ウェブサイト掲載書類につきましても、監査役および会計監査人が監査した対象であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（<https://www.kyosan.co.jp/>）に掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

議決権は、株主の皆様が当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。株主総会参考書類をご参照のうえ、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

郵送（書面）による議決権の行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。なお、議案について賛否の表示がない場合は、会社提案に「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2022年6月23日（木）
午後5時到着分まで

インターネットによる議決権行使



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスし、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

行使期限

2022年6月23日（木）
午後5時入力完了分まで

詳細は次頁をご覧ください

当日ご出席の株主様



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付にご提出ください。**

- 資源節約のため、この「本招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2022年6月24日（金）
午前10時

- 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため株主総会へのご出席に際しましては、マスクの着用やアルコール消毒の使用など、ご協力をお願いいたします。
- 受付において、体温チェックをさせていただきます。体調不良と見受けられる方は、運営スタッフがお声がけのうえ、ご入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 開会後に体調がすぐれないように見受けられる方につきましても、運営スタッフがお声がけする場合やご退出をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 会場の座席は間隔をあけた配置とさせていただくことから、ご用意できる席数が限られております。そのため、当日ご来場いただいてもご入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

行使期限 **2022年6月23日(木) 午後5時**入力完了分まで

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1** 議決権行使書副票(右側)に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2** 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ご注意ください

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。
2回目以降はQRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

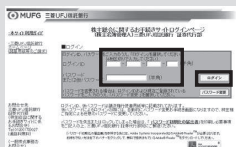
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1** 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



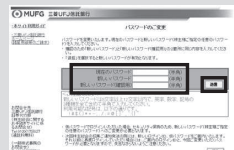
- 2** 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力をクリック



- 「ログインID・仮パスワード」を入力
- 「ログイン」をクリック

議決権行使ウェブサイトのログインIDおよび仮パスワードは、同封の議決権行使書用紙の右下に記載されています。

- 3** 新しいパスワードを登録する



- 「新しいパスワード」を入力
- 「送信」をクリック

- 4** 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)
☎ **0120-173-027**
通話料無料 受付時間 午前9時から午後9時まで

複数回行使された場合の議決権の取り扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合

インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットにより複数回議決権を行使された場合

最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
また、パソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

機関投資家の皆様へ

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

配当金につきましては、当期の連結業績、将来に向けた必要な研究開発・設備投資などを総合的に勘案し、中長期的な利益水準に応じた安定的な利益配分としております。

上記の方針を踏まえ、火災被害からの復旧および当期の連結業績を総合的に判断した結果、期末配当金につきましては、2022年3月25日に「2022年3月期 配当予想の修正について」で開示したとおり、1株あたり13円とさせていただきたいと存じます。

なお、これにより1株当たりの年間配当金は、すでに実施済みの中間配当金5円とあわせて18円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき金13円 総額 815,676,420円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2022年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

令和元年会社法改正を受け、2022年9月1日に施行される株主総会資料の電子提供制度に対応するため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定める。
- (2) 書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設ける。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、削除する。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設ける。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第 16 条 (電子提供措置等)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(附則)</p> <p>1. <u>定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6ヵ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員が任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであり、その候補者は次のとおりであります。

取締役候補者(8名)

番号	氏名	現在の当社における 地位および担当	指名・報酬 委員会	専門性				
				企業 経営	国際 的経験	技術・ 開発	財務 会計	法律
1	くにざわ りょうじ 再任 國澤 良治	代表取締役(内部監査室担当) 社長執行役員 (R&Dセンター担当)	●	●	●	●		
2	おのの であら とおる 再任 小野寺 徹	代表取締役専務執行役員 (グループ統括、コーポレート 戦略室統括、ERPプロジェクト 室担当)	●	●	●		●	
3	とこだい つとむ 再任 戸子台 努	取締役会長		●	●			
4	かんざわ けんじろう 再任 神沢健治郎	取締役常務執行役員 (財務・経理部担当)		●			●	
5	ひはら りゅう 再任 日原 龍	取締役執行役員 (パワーエレクトロニクス事業 部副事業部長、法務部、知的財 産部担当)		●	●		●	
6	すみ たに ひろし 再任 社外 墨谷 裕史 独立	取締役 取締役会議長	●	●	●			
7	きたむら みほこ 再任 社外 北村美穂子 独立	取締役	●		●			●
8	ささ ひろゆき 再任 社外 笹 宏行 独立	取締役 指名・報酬委員会委員長	●	●	●	●		

候補者番号

1

くに さわ
國澤りょう じ
良治

(1961年12月5日生)

再任

■所有する当社株式の数

90,100株



■略歴および重要な兼職の状況

1984年 4月	当社入社	2020年 12月	京三システム(株) 代表取締役社長
2011年 10月	当社信号第4技術部長	2022年 4月	当社代表取締役社長執行役員(現任)
2014年 4月	当社執行役員		
2019年 4月	当社常務執行役員 当社信号事業部長		
2019年 6月	当社取締役		

■当社における地位および担当

代表取締役 (内部監査室担当) 社長執行役員(R&Dセンター担当)

■取締役候補者とした理由

國澤良治氏は、主に信号事業部における豊富な業務経験を経て、信号事業部長として事業部を牽引するとともに、2019年に取締役に就任し、グループ経営に参画してまいりました。2022年4月に代表取締役社長に就任し、経営に関する豊富な経験と知見を活かしてグローバル化の推進など、当社グループの経営を牽引しております。これらが当社の企業価値向上に資するものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

お の であ
小野寺とある
徹

(1955年6月28日生)

再任

■所有する当社株式の数

206,900株



■略歴および重要な兼職の状況

1979年 5月	当社入社	2012年 4月	当社常務執行役員
2000年 10月	当社半導体機器(現パワーエレフ トロニクス事業部)管理部長	2012年 6月	当社取締役
2007年 4月	当社執行役員	2015年 4月	当社専務執行役員(現任)
	当社総務部長	2018年 6月	当社代表取締役(現任)
2009年 4月	当社人事部長	2019年 4月	当社グループ統括(現任)

■当社における地位および担当

代表取締役専務執行役員 (グループ統括、コーポレート戦略室統括、ERPプロジェクト室担当)

■取締役候補者とした理由

小野寺徹氏は、主に半導体機器事業部(現パワーエレクトロニクス事業部)、総務部、人事部等の業務経験を経て2012年に当社取締役に就任、2018年に代表取締役就任後は、グループ統括として、また、2022年4月からはコーポレート戦略室統括として、グローバル化の推進と当社グループの経営を牽引しております。これらの経営に関する豊富な経験と知見が当社の企業価値向上に資するものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号

3

とこ だい
戸子台

つとむ
努

(1951年1月21日生)

再任

■所有する当社株式の数 386,000株



■略歴および重要な兼職の状況

1974年 8月	当社入社	2010年 4月	当社主席常務執行役員 当社企画・管理部門統括
2003年 4月	当社半導体機器(現パワーエレクトロニクス事業部)生産管理部長	2012年 4月	当社代表取締役社長 当社執行役員社長
2006年 4月	当社執行役員 当社半導体機器事業部長(現パワーエレクトロニクス事業部長)	2015年 4月	当社社長執行役員
2006年 6月	当社取締役	2015年 6月	当社代表取締役
2009年 4月	当社常務執行役員 当社企画・管理部門副統括	2022年 4月	当社取締役会長(現任)

■当社における地位および担当

取締役会長

■取締役候補者とした理由

戸子台努氏は、主に半導体機器事業部(現パワーエレクトロニクス事業部)等の業務経験を経て、2006年に当社取締役に就任後、2012年より当社代表取締役社長としてグローバル化の推進など、当社グループ経営を牽引してまいりました。これらの経営に関する豊富な知見が当社の企業価値向上に資するものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

かん ざわ けん じ ろう
神沢健治郎

(1963年3月24日生)

再任

■所有する当社株式の数 22,100株



■略歴および重要な兼職の状況

1986年 4月	(株)横浜銀行 入行	2020年 5月	当社入社
2013年 4月	同行営業統括部長	2020年 7月	当社執行役員経理部長
2014年 4月	同行執行役員経営企画部長	2021年 6月	当社取締役(現任)
2017年 4月	(株)コンコルディア・フィナンシャルグループ 執行役員経営企画部長	2021年 7月	当社常務執行役員(現任)
2018年 4月	同社常務執行役員		
2018年 6月	(株)横浜銀行 取締役執行役員		

■当社における地位および担当

取締役常務執行役員 (財務・経理部担当)

■取締役候補者とした理由

神沢健治郎氏は、(株)横浜銀行、(株)コンコルディア・フィナンシャルグループ在籍時に培った財務、経営に関する豊富な経験と知見を有しており、2021年6月に当社取締役に就任し、財務・経理部を担当しております。これらの経験と知見が当社の企業価値向上に資するものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

ひ はら
日原 龍

りゅう

(1967年12月6日生)

再任



■ 略歴および重要な兼職の状況

1990年 4月 日本生命保険(相)入社
 1998年 4月 公認会計士登録
 2005年 3月 ニッポン・ライフ・インシュアランス・カンパニー・オブ・アメリカ
 バイスプレジデント
 2008年 3月 ニッポン・ライフ・インシュアランス・インターナショナル・インク
 (現ニッポン・ライフ・グローバル・インベスターズ・アメリカス・インク)
 エグゼクティブバイスプレジデント

■ 所有する当社株式の数

5,200株

2014年 4月 (株)ゆうちょ銀行
 市場運用統括部ファンド運用室長
 2015年 3月 日本生命保険(相)証券管理部長
 2017年 3月 同社クレジット投資部長
 2021年 4月 当社入社
 2021年 6月 当社取締役(現任)
 2021年 7月 当社執行役員(現任)
 当社パワーエレクトロニクス事業部
 副事業部長(現任)

■ 当社における地位および担当

取締役執行役員 (パワーエレクトロニクス事業部副事業部長、法務部、知的財産部担当)

■ 取締役候補者とした理由

日原龍氏は、日本生命保険(相)在籍時に培った財務、金融に関する豊富な経験と、国際的視野に立った広い知見を有しております。2021年6月に当社取締役に就任し、パワーエレクトロニクス事業部の副事業部長を務めるとともに法務部、知的財産部を担当しております。これらの経験と知見が当社の企業価値向上に資するものと判断し、引き続き取締役候補者としたしました。

候補者番号

6

すみ たに
墨谷 裕史

ひろ し

(1950年1月19日生)

社外

独立

再任



■ 略歴および重要な兼職の状況

1974年 4月 東京部品工業(株)(現株)T B K)
 入社
 2001年 7月 同社財務部長
 2003年 6月 同社取締役経営企画部長
 2006年 6月 (株)T B K 上席執行役員財務部長

■ 所有する当社株式の数

0株

2007年 6月 同社代表取締役社長
 2014年 4月 同社代表取締役会長
 2015年 6月 同社相談役
 2016年 6月 同社顧問
 2019年 6月 当社取締役(現任)

■ 当社における地位および担当

取締役、取締役会議長

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

墨谷裕史氏は、(株)T B K在籍時に培った企業経営に関する豊富な経験と国際的視野に立った広い知見を有しております。この経験を活かし、当社の経営全般に対して提言いただくことで取締役会の透明性の向上、監督機能の強化につながるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としたしました。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。当社は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員と指定し、同取引所に届け出ております。

候補者番号

きた むら み ほ こ

7

北村美穂子 (1971年6月3日生)

社外 独立 再任

※北村美穂子氏の戸籍上の氏名は手島美穂子であります。

所有する当社株式の数 0株



■ 略歴および重要な兼職の状況

1997年10月	司法試験合格	2014年6月	司法試験考査委員(行政法)
2000年4月	弁護士登録(第二東京弁護士会) マリタックス法律事務所入所	2015年3月	阪本・手島・北村法律会計事務所 弁護士(現任)
2011年3月	ニューヨーク州弁護士登録	2019年6月	当社取締役(現任)
2012年4月	東京簡易裁判所調停委員(現任)		

■ 当社における地位および担当

取締役

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

北村美穂子氏は、弁護士等として培われた高度な知識と国際的視野に立った知見を有しております。この経験を活かし、当社の経営全般に対して提言いただくことで取締役会の透明性の向上、監督機能の強化につながるものと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。当社は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員と指定し、同取引所に届け出ております。

候補者番号

ささ ひろ ゆき

8

笹 宏行 (1955年9月14日生)

社外 独立 再任

所有する当社株式の数 0株



■ 略歴および重要な兼職の状況

1982年4月	オリンパス光学工業(株) (現オリンパス株) 入社	2012年4月	オリンパス(株)代表取締役 同社社長執行役員
2001年4月	同社内視鏡事業企画部長	2019年4月	同社取締役
2005年4月	オリンパスメディカルシステムズ(株) 第1開発本部長	2020年6月	当社取締役(現任)
2007年6月	オリンパス(株)執行役員 オリンパスメディカルシステムズ(株) 取締役	2022年6月	兼松(株)取締役(就任予定)

■ 当社における地位および担当

取締役、指名・報酬委員会委員長

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

笹宏行氏は、オリンパス(株)在籍時に培った企業経営、技術・開発に関する豊富な経験と国際的視野に立った広い知見を有しております。この経験を活かし、当社の経営全般に対して提言いただくことで取締役会の透明性の向上、監督機能の強化につながるものと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。当社は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員と指定し、同取引所に届け出ております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 墨谷裕史、北村美穂子、笹宏行の3氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は現在、墨谷裕史氏、北村美穂子氏および笹宏行氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額となっております。3氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項の会社役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役、監査役、執行役員が負担することになる法律上の損害賠償金および弁護士費用等の争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、会社法第430条の2第1項第1号の費用および同項第2号の損失を法令で定める範囲において当社が填補することとする補償契約を締結しており、選任が承認された場合は補償契約を継続する予定であります。

(ご参考) 取締役会の諮問機関

取締役の指名および報酬の決定に関する手続きの客観性・適時性・透明性の確保による取締役会の監督機能の強化を図るため、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。本委員会の委員は、取締役5名以内で構成し、その過半数は独立社外取締役としております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであり、その候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	当社における 地 位	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
紺野晃男 (1979年9月6日生) 社 外 独 立	—	2006年9月 司法試験合格 2007年12月 弁護士登録(横浜弁護士会(現神奈川県弁護士会)) 横浜総合法律事務所入所 2014年1月 R & G横浜法律事務所(パートナー) 2015年7月 横浜ステーション法律事務所代表 (現任)	0株

■ 補欠の社外監査役候補者とした理由

紺野晃男氏は、弁護士として培われた高度な知識と高い知見を有しており、それらを当社の監査体制に活かし監査役としての役割を果たすことが期待できるため、補欠の社外監査役候補者いたしました。同氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、前述の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 紺野晃男氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 紺野晃男氏の選任が承認可決され、同氏が社外監査役に就任する場合、当社は同氏を東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
 4. 紺野晃男氏の選任が承認可決され、同氏が社外監査役に就任する場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項の会社役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役、監査役、執行役員が負担することになる法律上の損害賠償金および弁護士費用等の争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。紺野晃男氏の選任が承認可決され、同氏が社外監査役に就任する場合、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、被保険者の保険料負担はありません。
 6. 紺野晃男氏の選任が承認可決され、同氏が社外監査役に就任する場合、当社は会社法第430条の2第1項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が填補することとする補償契約を締結する予定であります。

第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)継続の件

当社は、2019年5月10日開催の取締役会決議において、株主の皆様のご承認を条件として、2016年6月24日開催の当社第151回定時株主総会においてご承認いただいた「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」の継続を決議し、2019年6月21日開催の当社第154回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました(以下、継続した買収防衛策を「旧プラン」といいます。)

旧プランの有効期間は、2022年6月24日開催予定の当社第157回定時株主総会の終結の時までとされており、当社は期間満了に先立ち、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の視点から対応策について検討してまいりました結果、2022年5月13日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様からのご承認をいただくことを前提として、旧プランに必要な修正を加えたくうえで、次のとおり継続(以下、修正後のプランを「本プラン」といいます。)することを決議いたしました。

本プランの主な修正点としましては、新株予約権の無償割当ての実施(買収防衛策の発動)にあたり、独立委員会の勧告に従い、株主総会で株主意思を確認することができる旨を明記いたしました。

なお、本プランの内容につきましては、当社独立委員会の委員全員の承認を得ております。

つきましては、株主の皆様にご買収防衛策(本プラン)継続のご承認をお願いするものであります。

第1 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた取り組みについて

京三製作所は1917年、大正6年9月3日、東京神田に創立され、その後現社名に改称、横浜鶴見に本社を移し現在に至っておりますが、創立以来100年超にわたり鉄道事業、交通事業、電気通信・電力事業の各分野に立脚するメーカーとしてさまざまな製品を開発、製造してまいりました。

これら製品の中に国産初、世界初と称されるものが数多くありますように、当社グループは創業以来優れた技術と確かな対応力で社会性・公共性の高い、社会の根幹に寄与する分野において信頼と実績を築きあげてまいりました。

当社は、企業ビジョンとして、《KYOSAN VISION》を策定しております。

《KYOSAN VISION》は、めざす企業像として「信頼度ナンバーワンKYOSAN」を掲げ、「安全性・信頼性」「地球環境保全」をキーワードに先進の技術と高い品質で「社会の発展と快適性向上」に貢献することを企業理念とし、「京三グループの永続的成長」「共に歩む人々の幸せ」「ステークホルダーへの適切なリターン」を経営目的としております。

その実現に向け、「誠実さと高い倫理観」「強い責任感と当事者意識」「ダイバーシティ」を行動規範とし、「スピード」「チャレンジ」「イノベーション」を行動指針として定め、全社および事業の具体的戦略からなる中期経営計画を策定し、その達成に向けて積極的に取り組みを推進しております。

第2 本プランの目的

本プランは、以下のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、または向上させる目的をもって導入したものです。

もとより、当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主による株式の大量買付の内容等に関する検討あるいは対象会社の取締役会による代替案提案のための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そもそも、主力とする「鉄道や道路交通の信号システム事業」に代表されるとおり、当社は社会性・公共性の高い業種に属していることから、顧客の信頼に応えて、安全・高品質・高付加価値の製品を迅速かつ安価に提供し続け、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、①顧客事業の根幹にかかわる製品の安定供給責任を全うするための長期的視点に立脚した安定的経営を持続すること、②安全の確保・増進に向けた不断の先行的な研究開発投資、設備投資ならびにこれを可能とする一定の内部留保水準を維持・確保すること、③高度の技術・技能を維持、継承していくための雇用を安定・確保すること、④社会の公共性、公益性、安全性に深くかかわる事業に携わる者としての社員の誇りと責任意識の高い水準の保持＝京三製作所の企業文化・価値観を持続すること、等が必要不可欠であり、これらが当社の株式の大量買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は著しく毀損されることとなります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際には、上記事項の他、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する事項等さまざまな事項を適切に把握したうえ、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断する必要があります。

これらの事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式¹に対する大量買付が行われた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが引き続き必要不可欠であると判断いたしました。

以上の理由により、当社取締役会は本プランを継続することを決議いたしました。なお、本プラン継続時点において当社に対し大量買付が行われ、または行われるおそれがあるという事実は認識しておりません。

¹当社の大株主の状況につきましては、別紙3をご参照ください。

第3 本プランの内容

1. 本プランの概要

(1)本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為またはその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、株主の皆様にご当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めております（第3の2.「本プランの発動に係る手続」参照）。

(2)新株予約権無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行うなど、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合（その要件の詳細は、第3の3.「本新株予約権の無償割当ての要件」参照）には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は、第3の4.「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定）により割当てます。

(3)取締役の恣意的判断を排するための独立委員会の利用

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規則（その概要は別紙1参照）に従い、当社経営陣からの独立性の高い社外取締役、社外監査役、有識者のいずれかに該当する者により構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様にご適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

なお、本プランに係る独立委員会の委員は別紙2のとおりです（独立委員会の委員の選任基準、決議要件および決議事項等は別紙1参照）。

(4)本新株予約権の行使および当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換えに買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は約50%まで希釈化される可能性があります。

2. 本プランの発動に係る手続

(1)対象となる買付等

本プランは、以下の①または②に該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。

- ①当社が発行者である株券等²について、保有者³の株券等保有割合⁴が20%以上となる買付等
- ②当社が発行者である株券等⁵について、公開買付け⁶に係る株券等の株券等所有割合⁷およびその特別関係者⁸の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(2)買付者等に対する情報提供の要求

(1)に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が友好的な買付等であると認めた場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）および当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、当該買付説明書を独立委員会へ提供するものとします。

独立委員会は、買付者等から提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、直接または間接に、買付者等に対し適宜回答期限を定め、追加的に情報を提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までにかかる情報を追加的に提供していただきます。

記

- ①買付者等およびそのグループ（共同保有者⁹、特別関係者およびファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ②買付等の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性等を含みます。）
- ③買付等の価額の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、およびそのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。）

²金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本書において別段の定めのない限り同じとします。

³金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれるものを含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

⁴金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本書において同じとします。

⁵金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。本書において同じとします。

⁶金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本書において同じとします。

⁷金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本書において同じとします。

⁸金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者につきましては、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において同じとします。

⁹金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

- ④買付等の資金の裏付け（実質的提供者を含む資金計画の提供者の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑤買付等の後の当社および当社グループの経営方針（当社の公共性、公益性、安全性に深くかかわる事業についての方針を含む）、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑥買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針
- ⑦その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、第3の2.(4)①に記載の通り、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(3)買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

①当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書および本必要情報が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書および本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために当社取締役会に対しても、適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定め、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとし、以下同じとします。）、その根拠資料、代替案、その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができます。

②独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者等および当社取締役会（上記①の要求をした場合）から必要な情報等を受領した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付等の場合は最大60日間、その他の買付等の場合は最大90日間が経過するまでに、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、および当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います（以下「独立委員会検討期間」といいます。）。ただし、独立委員会が、独立委員会検討期間満了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討・当該買付者等との交渉・代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内（ただし、原則として30日間を上限とするものとし、）で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。この決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、その理由および期間をすみやかに適時開示するとともに、引き続き、情報収集・検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

また、独立委員会が追加的に情報等の提出を求めた場合の期間は、当該情報等の提出を受けた時から起算することとします。

独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または取締役会を通じて間接的に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、または当社取締役会等による代替案の株主等に対する提示等を行うものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

買付者等は、独立委員会が、直接または取締役会を通じて間接的に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、すみやかにこれに応じなければならないものとします。

③情報開示

当社は、買付者等が現れた事実、買付者等から買付説明書が提出された事実および本必要情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

(4)独立委員会による勧告等の手続

独立委員会は、買付者等が現れた場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して第3の2. (4)①および②に定める勧告その他の決議をした場合およびその他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告等の概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、決議後すみやかに情報開示を行います。

①独立委員会が本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合およびその他買付者等の買付等の内容の検討の結果、買付者等による買付等が第3の3. 「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

また、買付者等による買付等が第3の3. 「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件の②～⑥に該当する場合には、本新株予約権の無償割当てを実施することについて、当社取締役会に対して株主総会の承認決議を経るべき旨の勧告をすることができるものとします。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、行使期間開始日（第3の4. 「本新株予約権の無償割当ての概要」(6)において定義されます。）までの間、（無償割当ての効力発生時までは）本新株予約権の無償割当ての中止、または（無償割当ての効力発生後は）本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (a)当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合、その他買付等が存しなくなった場合
(b)当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が第3の3.
「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、または該当して
も本新株予約権の無償割当てを実施すること、もしくは行使を認めることが相当でない場合

②独立委員会が本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が第3の3.「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、前段①の要件を充足することとなった場合には、本新株予約権の無償割当ての勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

(5)取締役会の決議

①取締役会決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議をすみやかに行うものとします。ただし、下記②に基づき株主意思確認のための株主総会を開催する場合には、当社取締役会は当該株主総会の決議に従うものとします。

②株主意思確認

独立委員会から、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議する旨の勧告がなされた場合には、当社取締役会は、株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の期間ですみやかに株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議し、株主の皆様の意思を確認するものとします。

③情報の開示

当社取締役会は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施等に関する決議を行った場合、当社取締役会が上記の株主総会を招集する旨の決議を行った場合、または本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する株主総会の決議が行われた場合には、すみやかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

買付者等は、当社取締役会または株主総会が本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

3. 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。

なお、第3の2.「本プランの発動に係る手続」(4)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かにつきましては、必ず独立委員会の判断を経て決定されることとなります。

記

- ①本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
- ②買付者等が、客観的な資料に基づき次に掲げる行為等を行うものと合理的に推測できる場合
 - (a)株券等を買ひ占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - (b)当社の経営を一時的に支配して、経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を買付者等に移譲させる目的で行われる買付や、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - (c)当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (d)当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
 - (e)その他当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害する行為
- ③強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- ④当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報が提供されず、または提供された場合であっても著しく不十分な提供である場合
- ⑤買付等の条件（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の後の経営方針・事業計画、および買付等の後における当社の他の株主、従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が、本プラン「第1 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた取り組みについて」および「第2 本プランの目的」に記載する当社の企業価値に鑑み著しく不十分または不適当な買付等である場合
- ⑥当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社の従業員、取引先等との関係または当社の企業文化を著しく毀損することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な影響をもたらすおそれがある買付等である場合

4. 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(1) 新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会または株主総会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において、別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割当てます。

(3) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(4) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である株式¹⁰の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。

(5) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株あたりの価額は、1円以上で新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

(6) 本新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において別途定めた日を初日（以下、行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヵ月間から3ヵ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

ただし、次の(9)項の規定に基づき、当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる時は、その前営業日を最終日とします。

¹⁰将来、当社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式および②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本取締役会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとします。

(7) 本新株予約権の行使条件

(i)特定大量保有者¹¹、(ii)特定大量保有者の共同保有者、(iii)特定大量買付者¹²、(iv)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v)上記(i)から(iv)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け、もしくは承継した者、または、(vi)上記(i)から(v)に該当する者の関連者¹³ (以下、(i)から(vi)に該当する者を「非適格者」といいます。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません (ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができる他、非居住者の有する本新株予約権も、次の(9)項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)

(8) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得につきましては、当社取締役会の承認を要します。

(9) 当社による本新株予約権の取得

- ①当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

¹¹「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義されます。）が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。

¹²「特定大量買付者」とは、公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じ。）の買付等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下同じ。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合（金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。

¹³ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。

②当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、当社による取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

5. 本プランの継続手続

本プランの継続につきましては、2022年6月24日開催予定の当社定時株主総会における当社定款に基づく本プランのご承認を前提として、2022年5月13日開催の当社取締役会において決議いたしました。

6. 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランは、定時株主総会でのご承認を前提に、2022年6月24日から2025年6月開催予定の定時株主総会の終結時までといたします。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会、または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更する場合があります。当社は、本プランの廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止の事実および変更等の事実とその他の事項について、情報開示をすみやかに行います。

第4 本プランの合理性

1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しております。

2. 株主意思を重視するものであること

本プランは、第3の5.「本プランの継続手続」に記載したとおり、当社定款に基づき定時株主総会において本プランについて株主の皆様のご意思を確認させていただくことを予定しております。また、第3の6.「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本プランの有効期間を2025年6月開催予定の定時株主総会の終結時までとするいわゆるサンセット条項が付されており、

かつ有効期間の満了前であっても、当社株主総会決議または取締役会決議によって本プランを廃止することが可能であり、さらに、当社取締役の任期は1年であり、期差選任や解任制限等を採用していないため、株主の皆様の意思を反映しやすい仕組みとなっておりますので、本プランは当社株主の意思に基づくものとなっております。

3. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの継続にあたり、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動および廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、引き続き独立委員会を設置します。

実際に当社に対して買付等がなされた場合には、第3の2.「本プランの発動に係る手続」に記載したとおり、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主の共同利益を著しく毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関として決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要につきましては株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています（独立委員会の委員選任基準、決議要件、決議事項等は別紙1参照。独立委員会の委員は別紙2参照）。

4. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、第3の2. (4)「独立委員会による勧告等の手続」および第3の3.「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

5. 第三者専門家の意見の取得

買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとしております。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

6. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

第3の6.「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名して株主総会で選任された取締役に廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

第5 株主の皆様等への影響

1. 本プランの継続時に株主および投資家の皆様にご与える影響

本プランの継続時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様にご直接具体的な影響が生じることはありません。

2. 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会または株主総会が新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割当てられます。

仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払込その他第5の3.「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(2)において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。ただし、当社は、第5の3.「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(3)に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。

当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の希釈化は生じません。

また、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後の権利落日以降、第3の4.(9)「当社による本新株予約権の取得」に記載しているとおり、当社が本新株予約権の行使開始の前日までに本新株予約権の割当てを中止し、または、無償割当ての効力発生後において本新株予約権を無償にて取得することがあります。この場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値に希釈化を生じることを前提にして売買を行った場合、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

3. 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様にご必要となる手続

(1) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会または株主総会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載された株主の皆様に対し、その有する当社株式1株につき1個の本新株予約権が無償にて割当てられます。なお、割当て対象株主の皆様は、本新株予約権の

無償割当ての効力発生日において当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申し込み手続等は不要です。

(2) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、ならびに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。

本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれましては、権利行使期間内であつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出したうえ、本新株予約権1個あたり、1円以上で当社取締役会または株主総会が新株予約権無償割当て決議において定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権1個につき1株の当社株式が発行されることとなります。

(3) 当社による新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会または株主総会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会または株主総会が別途定める日の到来をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付いたします。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することとなります。ただし、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

この他、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会または株主総会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

なお、本プランで引用する法令の規定は、2022年3月31日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃等により各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃等の主旨を考慮のうえ、各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えまたは修正することができるものとします。

以上

別紙 1

独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(1)当社社外取締役、(2)当社社外監査役、(3)有識者のいずれかに該当する者から、当社取締役会が選任する。

ここでいう有識者とは、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは法律学を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。

- ・独立委員会委員の任期は1年間とし、再任を妨げないものとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。

また、当社社外取締役または当社社外監査役であった独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合には、再任される場合を除き、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容に理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う（ただし、下記①に定める本新株予約権無償割当ての実施につき、株主意思確認の株主総会において別段の決議がなされた場合は、当該株主総会の決議に従うものとする。）。

なお、独立委員会の各委員および当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

- ①本新株予約権無償割当ての実施もしくは不実施
- ②本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
- ③その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・以上定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
 - ①本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ②独立委員会検討期間の延長の決定
 - ③買付者等および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
 - ④買付者等の買付等の後の経営方針・事業計画等内容の精査・検討
 - ⑤買付者等との交渉・協議
 - ⑥当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑦本プランの修正または変更の承認
 - ⑧その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑨当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

- ・独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書および提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書および本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案、その他、独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。
- ・独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接または取締役会を通じて間接的に、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会等の代替案の株主等に対する提示等を行うものとする。
- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・独立委員会の各委員は、買付等がなされた場合、その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その3分の2以上をもってこれを行う。ただし、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

別紙 2

独立委員会委員略歴

本プランの独立委員会の委員は、以下の5名です。

北村 美穂子(きたむら みほこ)

【略歴】

1971年生まれ

1997年10月 司法試験合格

2000年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会)
マリタックス法律事務所入所

2011年3月 ニューヨーク州弁護士登録

2012年4月 東京簡易裁判所調停委員(現任)

2014年6月 司法試験考査委員(行政法)

2015年3月 阪本・手島・北村法律会計事務所 弁護士(現任)

2019年6月 当社取締役(現任)

2020年6月 当社独立委員会委員(現任)

笹 宏行(ささ ひろゆき)

【略歴】

1955年生まれ

1982年4月 オリパス光学工業(株) (現オリンパス(株)) 入社

2001年4月 同社内視鏡事業企画部長

2005年4月 オリパスメディカルシステムズ(株)第1開発本部長

2007年6月 オリパス(株)執行役員
オリンパスメディカルシステムズ(株)取締役

2012年4月 オリパス(株)代表取締役
同社社長執行役員

2019年4月 同社取締役

2020年6月 当社取締役(現任)
当社独立委員会委員(現任)

2022年6月 兼松(株)取締役(就任予定)

西村 文男(にしむら ふみお)

【略歴】

1957年生まれ

2001年 3月 (株)東京三菱銀行(現株)三菱UFJ銀行)田町支店長

2001年 5月 同行碑文谷支社長

2010年 5月 (株)三菱東京UFJ銀行(現株)三菱UFJ銀行)本部審議役

2010年 6月 エムエステイ保険サービス(株)常務執行役員

2013年 6月 日本カーバイド工業(株)常務取締役

2016年 6月 同社代表取締役専務執行役員

2018年 6月 同社顧問

2019年 6月 当社監査役(現任)

SMK(株)社外監査役(現任)

2020年 6月 当社独立委員会委員(現任)

榎本 ゆき乃(えのもと ゆきの)

【略歴】

1971年生まれ

1997年10月 司法試験合格

2000年 4月 弁護士登録(横浜弁護士会(現神奈川県弁護士会))

横浜総合法律事務所入所

2007年 4月 同事務所パートナー(現任)

2019年 6月 当社監査役(現任)

2020年 6月 当社独立委員会委員(現任)

2021年12月 (株)フィックスターズ社外取締役(現任)

鈴木 千佳子(すずき ちかこ)

【略歴】

1960年生まれ

1989年 4月 慶應義塾大学法学部専任講師

1993年 4月 同大学助教授

2004年 4月 同大学教授(現任)

2013年 6月 当社独立委員会委員(現任)

別紙3

大株主の状況

2022年3月31日現在

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本生命保険相互会社	6,089	9.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,636	8.98
京三みづほ会	4,856	7.74
京三製作従業員持株会	3,342	5.32
京王電鉄株式会社	3,143	5.00
株式会社横浜銀行	3,124	4.97
東海旅客鉄道株式会社	1,965	3.13
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,502	2.39
株式会社三菱UFJ銀行	1,350	2.15
明治安田生命保険相互会社	1,007	1.60

(注) 持株比率は自己株式(99,911株)を控除して算出しております。

以上

事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が継続したことや、半導体や電子部品の世界的な供給不足などから、依然として先行きが不透明な状況で推移いたしました。

このような状況の下、当社グループは、2021年1月14日に発生した火災からの早期復旧と業績の回復に注力し、2021年9月には被災した建物の復旧工事が完了しました。引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響による事業環境の変化に対応しつつ、2022年3月期を最終年度とする中期経営計画の達成に向けて各戦略を推進してまいりました。

受注につきましては、信号システム事業においては前期と同水準を確保し、パワーエレクトロニクス事業においては半導体製造装置用電源装置が好調に推移したことから、全体としては前期を上回りました。

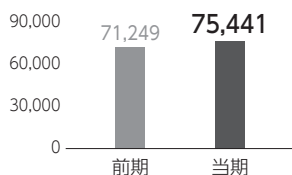
売上につきましては、信号システム事業において2021年1月に発生した火災の影響により一部製品の出荷が前期から当期に延期となったこと、パワーエレクトロニクス事業において半導体製造装置用電源装置の受注が好調であったことから、全体としては前期を大きく上回りました。

利益面につきましては、売上の増加に加え各種コスト削減策の推進により、営業利益、経常利益は前期を上回りました。親会社株主に帰属する当期純利益は、営業利益、経常利益の増加に加え、火災に係る保険金の受け取りに伴う特別利益などを計上したことから前期を大きく上回りました。

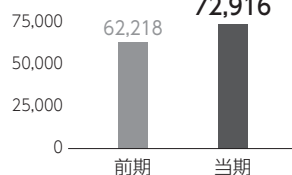
この結果、当連結会計年度の業績につきましては、受注高75,441百万円（対前期比4,191百万円増）、売上高72,916百万円（同10,697百万円増）、営業利益3,666百万円（同2,452百万円増）、経常利益4,122百万円（同2,457百万円増）、親会社株主に帰属する当期純利益12,333百万円（同20,254百万円増）となりました。

なお、当社グループは当連結会計年度の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しております。このため、前期比較は基準の異なる算定方法に基づいた数値を用いております。

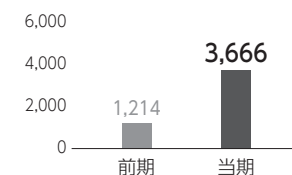
● 受注高 (単位：百万円)



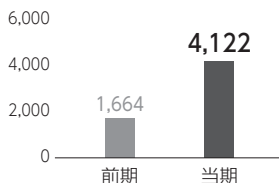
● 売上高 (単位：百万円)



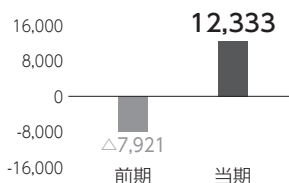
● 営業利益 (単位：百万円)



● 経常利益 (単位：百万円)



● 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



事業別の概況

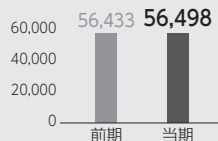
信号システム事業

売上高構成比
76.9%

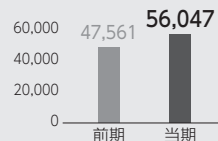
鉄道信号システムでは、受注は公営鉄道およびＪＲ・民鉄各社向け信号設備、大阪メトロ向けホームドア、海外向けの信号設備などがあり、前期と同水準となりました。

売上は公営鉄道およびＪＲ・民鉄各社向け信号設備・ホームドア、インド国鉄電子連動装置などがあり、前期を大きく上回りました。

● 受注高 (単位：百万円)



● 売上高 (単位：百万円)



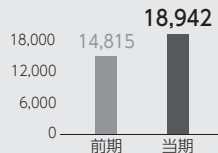
道路交通システムでは、交通信号制御機、交通信号灯器、情報板などの拡販に努めたものの、受注、売上ともに前期を下回りました。

この結果、当事業では受注高56,498百万円(対前期比64百万円増)、売上高56,047百万円(同8,485百万円増)となりました。

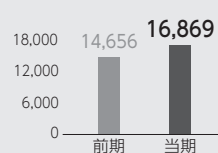
パワー
エレクトロニクス事業売上高構成比
23.1%

受注につきましては、半導体市況の回復やスポット案件の受注により半導体製造装置用電源装置およびフラットパネルディスプレイ製造装置用電源装置が増加したことから、前期を大きく上回りました。

● 受注高 (単位：百万円)



● 売上高 (単位：百万円)



売上は、半導体市況の回復に伴い半導体製造装置用電源装置が増加したことから、前期を上回りました。

この結果、当事業では受注高18,942百万円(対前期比4,126百万円増)、売上高16,869百万円(同2,212百万円増)となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の総額はソフトウェアを含め27億9千万円でありま
す。

その主なものは経常的な更新、生産性向上・業務効率化推進のための投資および本社工場生産拠点再構築に伴
う投資であります。

(3) 資金調達の状況

増資あるいは社債発行による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、グループの中核となる京三製作所の創立100周年（2017年9月）を機に、2018年4月より
創業第二世紀に向けて新たなスタートを切りました。10年程度先を見据え、中長期的な成長・発展をめざして
2021年3月期を最終年度とする中期経営計画を策定し、「**全社戦略**」と「**事業戦略**」に取り組んでまいりました。

しかしながら、2019年の年末に発生が確認された新型コロナウイルス感染症の全世界的な拡大、長期化の影
響を受けて、前提としていた当社の事業環境が大きく変化したため、中期経営計画の期間を1年間延長して目標
達成に全力を尽くしてまいりました。

中期経営計画の最終年度となる当連結会計年度の経営成績につきましては、2021年1月14日に発生した火災
からの早期復旧と業績の回復に注力し、2021年9月には被災した建物の復旧工事を完了させるとともに、新型
コロナウイルス感染症の影響による事業環境の変化に対応しつつ中期経営計画の達成に向けて各戦略を推進し、
本事業報告「1. 企業集団の現況に関する事項（1）事業の経過およびその成果」に記載のとおり、受注、売
上、利益面は前期を上回りました。

しかしながら、信号システム事業は新型コロナウイルス感染症の影響により顧客の投資が抑制され、パワーエ
レクトロニクス事業は2019年に半導体市場が減速したことに加えて、世界的なサプライチェーンの混乱の影響
を受けたことから、受注、売上、利益面ともに中期経営計画の最終年度の目標値を達成することができません
でした。

2022年4月からスタートする「中期経営計画2025」では、企業に求められる経営の在り方や事業環境の変化
など10年程度先を見据え、今後3年間に何をすべきか、どこまで進めなければならないかを纏め、これらの目
標を達成するために「**成長戦略**」「**サステナブル戦略**」を掲げて取り組むことといたします。

【成長戦略】

- 『信号システムの海外事業拡大』
- 『パワーエレクトロニクス事業の拡大』
- 『新たな事業への挑戦』
- 『収益力の向上』
- 『財務基盤の強化』
- 『人財の育成・強化』

【サステナブル戦略】

- 『脱炭素社会への貢献、気候変動リスクへの適切な対応』
- 『社会の持続的成長への参画』
- 『ガバナンスの進化』

新たな中期経営計画の初年度となる第158期（2023年3月期）は、事業成長、新事業の探索・挑戦のための基盤の確立に取り組んでまいります。

信号システム事業につきましては、鉄道信号システムにおいて、更なる設計の標準化や生産管理の強化などにより、効率のよい生産体制を構築し適正利益を創出するとともに、品質保証、検査体制を刷新し品質保証プロセスを確立してまいります。また、海外拠点との連携やエンジニアリング会社、商社との協力体制の強化による海外マーケットでの受注拡大や、製品設計時の省電力化、機器のスリム化・長寿命化などによる社会の課題解決に取り組んでまいります。道路交通システムでは、国内における厳しい事業環境の下で新しいシステムや方式への変化に迅速に対応し、モビリティ変革やスマートシティ対応製品の開発を進めるとともに、海外拠点との協業によりグローバル展開を加速してまいります。

パワーエレクトロニクス事業につきましては、拡大が見込まれる半導体需要の変動に柔軟かつ迅速に対応できる体制の更なる整備を進めるとともに、主力製品である高周波電源のグローバル展開を加速し、事業拡大を進めてまいります。

全社的な取り組みとして、コーポレートガバナンス・コードに関連する事項へも適切に対応し、サステナビリティへの取り組みや多様性の確保、ガバナンス体制の必要かつ適正な見直しを行って、持続可能な企業価値の向上と社会の持続的成長への参画に努めてまいります。また、経営の基盤となるコンプライアンスの徹底によって、引き続き経営の公正性、透明性を担保してまいります。

さらに、新たな事業の調査、研究・開発に取り組む体制を整備し、探索と挑戦を進めるとともに、知的財産・無形資産を活用・増強すべく、知財・無形資産ガバナンスを構築してまいります。また、業務プロセスの全体最適化と経営判断の迅速化をめざし、社内外のデータをデジタルに集約し有効に活用できるIT環境を構築してまいります。

なお、当社グループは、鉄道をはじめとする社会インフラを支える事業を営んでいることから、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、在宅勤務、交代制勤務などの感染防止策を講じ、感染拡大のリスクを排除しつつ事業を継続しております。また、半導体、電子部品の世界的な供給不足に対しては、生産管理を徹底し、サプライチェーンの強化を図ることで製品の供給責任を果たすとともに財務の健全化に努めてまいります。

さらに、安全対策とセキュリティを一段と強化し、重要な財産である人的資源と大切な資産を各種の災害から保全いたします。

今後も当社グループは、企業ビジョン《KYOSAN VISION》の理念を象徴するコーポレート・スローガン、“Create for the Future”「未来に向かって安全・安心を創造し続ける」を追求し、「安全性・信頼性」「地球環境保全」をキーワードに先進の技術と高い品質で「社会の発展と快適性向上」に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	期 別	第154期 (2018.4~2019.3)	第155期 (2019.4~2020.3)	第156期 (2020.4~2021.3)	第157期(当期) (2021.4~2022.3)
受 注	高 (百万円)	81,862	83,671	71,249	75,441
売 上	高 (百万円)	69,305	72,810	62,218	72,916
経 常 利 益	(百万円)	3,468	3,343	1,664	4,122
親会社株主に帰属する当期純利益または当期純損失 (△)	(百万円)	2,305	1,974	△7,921	12,333
1株当たり当期純利益または当期純損失 (△)	(円)	36.75	31.48	△126.30	196.65
総 資 産	(百万円)	102,856	106,760	102,702	113,359
純 資 産	(百万円)	46,286	45,406	37,387	45,416

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
京三電設工業株式会社	百万円 50	100 %	信号保安装置の電気工事設計・施工

(注) 京三電設工業株式会社は、2022年4月1日付で京三エレコス株式会社に商号変更いたしました。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

主 要 事 業	主 要 な 製 品	
信号システム事業	<p><鉄道信号システム> 列車運行管理装置(TTC、PRC等) 列車集中制御装置(CTC等) ダイヤ作成支援装置 列車検知装置、各種軌道回路用品 自動列車制御装置(ATC) 自動列車運転装置(ATO) 自動列車停止装置(ATS) 無線式列車制御(CBTC)システム 情報伝送装置 過走防護装置(ORS) 継電連動装置、電子連動装置 各種シミュレータ装置 設備監視装置 踏切保安装置 転てつ機 LED式信号機 ホームドア 可動ステップ 転落検知装置(マットスイッチ) 列車接近警報表示装置(スレッドライン) ホーム転落注意装置(スペースライト)</p>	<p><道路交通システム> 交通管理システム 各種交通信号制御機 自律分散型制御システム(A R T E M I S) LED式交通信号灯器 車両用感知器 歩行者用感知器 光ビーコン LED式交通情報板 端末区間無線伝送装置 各種可変標識 音声案内押ボタン箱 信号機用電源付加装置</p> <p><その他> 情報案内装置(案内表示装置、自動放送装置等) バス運行管理システム 斎場表示システム 標的装置</p>
パワーエレクトロニクス事業	<p><産業機器用電源装置> 高周波電源(RFジェネレータ)システム 高圧電流コンバータ</p> <p><電力、信号通信設備用電源装置> 無停電電源装置(UPS) 直流電源装置</p>	

(8) 主要な事業所

当 社	子 会 社
本社(横浜市鶴見区) <営業所等> 東京事務所(東京都千代田区) 大阪支社(大阪市北区) 札幌支店(札幌市中央区) 仙台支店(仙台市青葉区) 名古屋支店(名古屋市中村区) 広島支店(広島市東区) 四国支店(香川県高松市) 九州支店(福岡市博多区) 台湾支店(台湾) 北京事務所(中国) <工場> 本社工場(横浜市鶴見区) 座間工場(神奈川県座間市)	京三精機株式会社(横浜市鶴見区) 京三電設工業株式会社(東京都大田区) 京三興業株式会社(横浜市鶴見区) 京三エンジニアリングサービス株式会社(横浜市鶴見区) 京三システム株式会社(横浜市鶴見区) 京三パワーサプライ株式会社(大阪府枚方市) 台湾京三股份有限公司(台湾) Kyosan India Private Limited(インド) Kyosan USA Inc.(アメリカ) Kyosan Europe Sp. z o.o.(ポーランド)
	関 連 会 社
	アクテス京三株式会社(神奈川県厚木市) TVM Signalling and Transportation Systems Private Limited(インド) 安徽三聯京三智能科技有限公司(中国)

(注) 1.京三エンジニアリングサービス株式会社、京三システム株式会社は、2022年3月31日付で解散いたしました。
 2.京三電設工業株式会社は、2022年4月1日付で京三エレコス株式会社に商号変更いたしました。

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減(△印減)
2,187 ^名	△8 ^名

(注) 上記従業員数には、臨時雇を含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 横 浜 銀 行	9,692 ^{百万円}
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	7,509

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 160,000,000株
(2) 発行済株式の総数 62,844,251株
(3) 株主数 7,892名
(4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持株数(千株)	持株比率(%)
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	6,089	9.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,636	8.98
京 三 み づ ほ 会	4,856	7.74
京 三 製 作 従 業 員 持 株 会	3,342	5.32
京 王 電 鉄 株 式 会 社	3,143	5.00
株 式 会 社 横 浜 銀 行	3,124	4.97
東 海 旅 客 鉄 道 株 式 会 社	1,965	3.13
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,502	2.39
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,350	2.15
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	1,007	1.60

(注) 持株比率は自己株式(99,911株)を控除して算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
戸子台 努	代表取締役(内部監査室担当) 社長執行役員	
小野寺 徹	代表取締役 専務執行役員(グループ統括)	
國澤 良治	取締役 常務執行役員(信号事業部長)	京三システム株式会社 代表取締役社長
神沢 健治郎	取締役 常務執行役員(経理部担当)	
日原 龍	取締役 執行役員(法務部、知的財産部担当) パワーエレクトロニクス事業部副事業部長	
墨谷 裕史	取締役 取締役会議長	
北村 美穂子	取締役	弁護士
笹 宏行	取締役 指名・報酬委員会委員長	
菅野 勉	常勤監査役	
上田 成一	監査役	
西村 文男	監査役	SMK株式会社 社外監査役
榎本 ゆき乃	監査役	弁護士 株式会社フィックスターズ 社外取締役

- (注) 1. 東方久純、吉川節の両氏は、2021年6月18日開催の第156回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 神沢健治郎、日原龍の両氏は、2021年6月18日開催の第156回定時株主総会において新たに取締役に選任され、就任いたしました。
3. 取締役墨谷裕史、北村美穂子、笹宏行の3氏は、社外取締役であります。
4. 監査役西村文男、榎本ゆき乃の両氏は、社外監査役であります。
5. 監査役西村文男氏は、長年にわたる金融機関での経験を通じ、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役墨谷裕史、取締役北村美穂子、取締役笹宏行、監査役西村文男、監査役榎本ゆき乃の5氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
7. 監査役西村文男は、SMK株式会社の社外監査役であります。SMK株式会社と当社との間には特別な関係はありません。
8. 監査役榎本ゆき乃は、株式会社フィックスターズの社外取締役であります。株式会社フィックスターズと当社との間には特別な関係はありません。

(ご参考)

取締役兼執行役員以外の執行役員は次のとおりであります。

常務執行役員	(パワーエレクトロニクス事業部長)	東 方 久 純
常務執行役員	(信号事業部副事業部長)	吉 川 節
常務執行役員	(開発センター、技術・品質管理センター担当)	西 田 繁 信
常務執行役員	(営業統括兼大阪支社長)	園 田 博
常務執行役員	(信号事業部副事業部長兼信号事業部座間工場長)	嶺 孝 志
常務執行役員	(交通機器事業部長)	荒 井 正 人
常務執行役員	(海外事業推進部担当)	清 水 潤
執行役員	(信号事業部副事業部長)	木 村 聡
執行役員	(経営企画部、施設・安全管理部担当)	藤 井 達 也
執行役員	(人事部)	大 塚 康 之
執行役員	(総務部、製品輸送部担当)	玉 木 敏 弥
執行役員	(信号事業部副事業部長)	村 上 洋 一
執行役員	(信号事業部副事業部長)	本 多 節
執行役員	(パワーエレクトロニクス事業部副事業部長)	Trevor Warner
執行役員	(台湾支店長)	伍 克 勤
執行役員	(資材部担当兼資材部長)	田 所 勝 弘
執行役員	(情報システムセンター担当兼情報システムセンター長)	齋 藤 勝 成

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 補償契約の内容の概要

当社は、取締役および監査役全員との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令で定める範囲において当社が補填することとしております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項の会社役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は取締役、監査役および執行役員であります。

(5) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という）として「取締役報酬規程」を2020年2月21日に開催した取締役会で決議しております。

その内容は、取締役のうち社内取締役については、役割・担当領域の範囲やグループ経営への影響力の大きさに応じて金額を設定した基本報酬（取締役報酬基準表に基づき月額5,450千円から1,750千円までの範囲で設定）と業績に連動して金額が決定される業績連動報酬としての賞与（取締役賞与支給基準表に基づき総額0円から165百万円までの範囲で設定）を支給することとしております。

また、決定方針の決定方法は、取締役会から指名・報酬委員会に対して決定方針の案を諮問し、同委員会からの答申を経て取締役会で決定いたします。取締役会は基本的に同委員会の答申を尊重しており、当該個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2018年6月22日開催の第153回定時株主総会において年額540百万円以内（うち社外取締役年額30百万円（2名）以内）と決議いたしました。その後、社外取締役の員数を3名に増員したことに伴い、取締役報酬総額の年額540百万円の範囲内で社外取締役の報酬を年額50百万円以内に増額しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は3名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2019年6月21日開催の第154回定時株主総会において年額72百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役報酬規程に基づいて各役員別の報酬の額が決まっており、取締役会の委任を受けて特定の個人または機関が取締役の個人別の報酬等の内容を決定するものではありません。なお、当該事業年度終了後、代表取締役による各取締役の実績評価を行い、その評価結果が取締役の個人別の業績連動報酬たる賞与の額に反映されます。

④取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役	283,500	235,500	48,000	10
(うち社外取締役)	34,800	34,800	-	3
監査役	56,400	56,400	-	4
(うち社外監査役)	21,600	21,600	-	2

注1. 業績連動報酬等の額の算定基準として選定した業績指標の内容は「連結経常利益」「連結売上高経常利益率」「連結税金等調整前当期純利益」であり、また、当該業績指標を選定した理由は、営業活動により獲得する営業利益に止まらず、経営陣として事業を営む上で不可欠な営業外の損益も加味した連結経常利益と連結税金等調整前当期純利益で評価することとしています。

業績連動報酬等の額の算定方法は、上記3つの業績指標の各設定基準値のうち2項目以上で基準値を超えた水準に該当する金額を前年度の業績に対する社内取締役の賞与の総額としています。

具体的な賞与の総額は各業績指標の実績値によって0円から165百万円の範囲に設定し、取締役の基本報酬を基に当該年度の実績を加味して各取締役に配分いたします。

当事業年度の実績は、連結経常利益：4,122百万円、連結経常利益率：5.7%、連結税金等調整前当期純利益：4,399百万円（火災保険金12,774百万円を除く。）であり、上記3つの業績指標に該当する賞与総額は48百万円となります。

注2. 非金銭報酬等は支給しておりません。

(6) 社外役員に関する事項

氏名	主な活動状況	
1. 社外取締役		
墨谷裕史	出席の状況 主な発言状況	取締役会 100%(15回/15回) 当事業年度の取締役会15回のすべてに出席し、主に経営者としての豊富な経験と国際的視野に立った広い知見から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うとともに、取締役会議長として公正な議事進行に務めるなど、当社が期待する役割を果たしております。当期は、指名・報酬委員会の委員を務め、当社の取締役の指名および報酬の決定に関する手続きの客観性・適時性・透明性の向上に貢献しております。
北村美穂子	出席の状況 主な発言状況	取締役会 100%(15回/15回) 当事業年度の取締役会15回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地と国際的視野に立った広い知見から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うなど、当社が期待する役割を果たしております。当期は、指名・報酬委員会の委員を務め、当社の取締役の指名および報酬の決定に関する手続きの客観性・適時性・透明性の向上に貢献しております。
笹宏行	出席の状況 主な発言状況	取締役会 100%(15回/15回) 当事業年度の取締役会15回のすべてに出席し、主に経営者としての豊富な経験と技術・開発ならびに国際的視野に立った広い知見から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うなど、当社が期待する役割を果たしております。当期は、指名・報酬委員会の委員長を務め、当社の取締役の指名および報酬の決定に関する手続きの客観性・適時性・透明性の向上に貢献しております。
2. 社外監査役		
西村文男	出席の状況 主な発言状況	取締役会 100%(15回/15回) 監査役会 100%(17回/17回) 当事業年度の取締役会15回のすべて、監査役会17回のすべてに出席し、主に金融機関勤務で培われた財務知識や、企業経営者としての豊富な経験に基づき発言を行っております。
榎本ゆき乃	出席の状況 主な発言状況	取締役会 100%(15回/15回) 監査役会 100%(17回/17回) 当事業年度の取締役会15回のすべて、監査役会17回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

60百万円

- ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

60百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目・内容、監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託していません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、2015年5月8日に決議した「会計監査人の選・解任および再任・不再任の決定方針」に従い、相当性判断基準事項に照らして確認を行い、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制および方針

I. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役等(取締役、業務を執行する社員、その他これらの者に相当する者)および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役の職務執行について、適法性、適正性、妥当性を中心とした監査を行い、当社および子会社において法令・定款に違反する行為があった場合、またはそのおそれがある場合には、取締役に対する勧告、助言など必要な措置を講じる。
- ② 当社および子会社の全役員および全従業員は、企業目的追求にあたり遵守すべき規範を具体的に定めた「株式会社京三製作所企業行動基本規程」を実践するとともに、法令・定款の遵守および企業倫理を尊重する指針としての「コンプライアンス基本規程」を遵守する。
- ③ 法務部担当役員は、当社および子会社の全役員および全従業員に法令・定款の遵守、ならびに企業倫理を尊重する指針としての「企業行動基本規程」および「コンプライアンス基本規程」の周知徹底を図る。
- ④ 法務部は、「コンプライアンス基本規程」に基づき、当社および子会社の全役員および全従業員を対象とするコンプライアンス教育を実施する。
- ⑤ コンプライアンス委員会は、当社および子会社のコンプライアンスに関する重要問題を審議し、コンプライアンス責任者(社長執行役員)、取締役会および監査役会に報告する。
- ⑥ 法務部は、当社および子会社の全役員および全従業員を対象とするコンプライアンス相談・通報窓口(ヘルプライン)の周知および利用促進を図る。
- ⑦ 当社および子会社の全役員および全従業員は、反社会的勢力に対して毅然とした態度で対処する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社は、「情報セキュリティ基本方針」および「情報管理規程」「文書管理規程」その他の関連規程、規則を定め、適正な情報管理の体制を構築、運用する。
- ② 当社は、取締役の職務執行に係る文書および情報を法令および規程に基づき適切に管理する。

(3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、「リスク管理規程」に基づいたリスク管理体制を構築しており、リスク管理責任者(社長執行役員)が当社および子会社の経営リスクを統括管理する。
- ② 当社は、「リスク管理委員会」を設置し、当社および子会社の経営リスクを認識、分析し、リスク統制を行う。リスク管理委員会の傘下に個別リスク委員会として「経営・財務リスク委員会」「災害リスク委員会」「情報リスク委員会」を置く。これら個別リスク委員会の活動状況は各個別リスク委員会の委員長がすみやかにリスク管理委員会に報告を行うとともに、リスク管理委員長の判断により、リスク管理責任者に報告等を行う。

(4) 取締役および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役および子会社の取締役等は、年度経営計画に基づき、経営目標達成のために具体的実施事項を策定し、確実に実行する。
- ② 取締役会は、取締役および子会社の取締役等の職務の執行状況を確認し、必要な意思決定を行う。

(5) 当社および子会社の業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、取締役会等において経営方針などの重要な事項の示達を行い、子会社との連携会議を開催して業務の適正の確保に努める。
- ② 経営企画部は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社から執行状況等の重要事項の報告を定期的または必要に応じて受け、業務の適正性を確認する。
- ③ 内部監査室は、当社のほか子会社も監査の対象とし、業務監査および内部統制システム整備・運用状況の評価を実施する。
- ④ 当社は、当社および子会社共通の相談窓口としてコンプライアンス相談・通報窓口(ヘルプライン)を社内外に設置し、運用する。
- ⑤ 当社は、上記④の相談・通報をした者に対し、規程に基づき当該報告を理由とした不利な取り扱いを行わない。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 当社は、監査役が監査役の職務を補助すべき専任または兼務の監査役スタッフを要請した場合には、これらを配置する。また、当該監査役スタッフの選任、解任に関しては監査役の同意を得る。
- ② 当社は、専任または兼務の監査役スタッフを配置する場合、監査役スタッフの業務に関する業務執行者からの独立性の確保を図る。また、監査役からの指示の実効性を確保するため、当該監査役スタッフは当社の指揮命令は受けないものとする。

(7) 監査役への報告に関する体制および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社および子会社の全役員および全従業員は、当社および子会社に重大な影響を及ぼすリスクが存在する場合は、監査役にその内容を報告する。また、コンプライアンス委員会の委員長は、ヘルプラインによる相談者からの通報内容とその調査結果等を、規程に基づき監査役に報告する。
- ② 当社は、上記①の報告をした者に対し、当該報告を理由とした不利な取り扱いは行わない。
- ③ 監査役は、重要な会議に出席し意見を述べるとともに、内部監査室等と定期的に情報交換を行い、密接に連携する。

(8) 監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、経営方針をはじめ、会社が対処すべき課題、リスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。また、監査役は、その他の取締役、執行役員、会計監査人等と定期的に情報交換し、必要に応じて随時報告を求める。
- ② 監査役は、職務の執行にあたり、必要に応じて外部専門家を利用することができる。
- ③ 当社は、監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、当該費用または債務を処理する。

Ⅱ. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、内部統制システム基本方針に基づき、内部統制システムの整備と適切な運用に努めております。主な運用状況は以下のとおりです。

(1) コンプライアンス体制

- ① 当社は、「コンプライアンス・リスク管理規程」に基づいたコンプライアンス・リスク管理体制を構築しており、コンプライアンス責任者(社長執行役員)が当社および子会社のコンプライアンス・リスクを統括管理しております。
- ② 当社は、当社および子会社の全役員および全従業員に法令・定款の遵守、ならびに企業倫理を尊重する指針としての「企業行動基本規程」および「コンプライアンス基本規程」の周知を継続しております。また、「コンプライアンス・マニュアル」を整備し、当社および子会社に対しその周知とコンプライアンス教育を実施しております。
- ③ 当社および子会社共通の相談窓口であるコンプライアンス相談・通報窓口(ヘルプライン)を社内外に設置し、周知および利用促進を継続しております。また、「コンプライアンス相談・通報窓口規程」において、相談者が不利益を受けない旨を規定しております。
- ④ 当社は、当社および子会社のコンプライアンスに関する重要問題を審議するとともに実効性ある運用を強化するためコンプライアンス委員会を設置し、定期的に開催しております。

(2) リスク管理体制

- ① 当社は、「リスク管理規程」に基づいたリスク管理体制を構築しており、リスク管理責任者(社長執行役員)が当社および子会社の経営リスクを統括管理しております。
- ② 当社は、当社および子会社の経営リスクを認識、分析し、リスク統制を行うため、「リスク管理委員会」を設置し、その傘下に個別リスク委員会として「経営・財務リスク委員会」「災害リスク委員会」「情報リスク委員会」を設けております。

(3) 取締役の職務執行

- ① 「取締役会規程」に基づき取締役会を開催し、取締役の職務の執行が法令および定款に適合するよう徹底しております。
- ② 取締役の職務執行に係る文書および情報は、法令および規程に基づき適切に管理しております。また、法改正などを踏まえ、情報管理の強化を図っております。

(4) 当社および子会社の管理体制

- ① 取締役会は、取締役および子会社の取締役等の職務の執行状況を確認し、必要な意思決定を行っております。
- ② 当社は、経営方針の示達、年度経営計画の策定などのため、定期的の子会社との連携会議を開催しております。
- ③ 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社から執行状況等の重要事項の報告を定期的または必要に応じて受け、業務の適正性を確認しております。
- ④ 当社は、当社取締役および子会社の取締役等に対して、健全な職務執行を行う環境を整備するために、情報管理、インサイダー取引防止および財務報告に係る内部統制に関する説明・教育を実施しております。

(5) 監査役の監査体制

- ① 監査役は、取締役の職務執行について、適法性、適正性、妥当性を中心とした監査を行っております。また、代表取締役と定期的に会合をもち、経営方針をはじめ、会社が対処すべき課題、リスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。さらに、社外取締役、その他の取締役、執行役員、会計監査人等と定期的に情報交換し、必要に応じて随時報告を求めています。
- ② 監査役は、重要な会議に出席し意見を述べるとともに、内部監査室と定期的に情報交換を行い、密接に連携しております。
- ③ 当社は、監査役の求めに応じて、独立性が確保された監査役スタッフを設置しております。

Ⅲ. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と体制

当社は、反社会的勢力排除に向け、「企業行動基本規程」の中で反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対処することを定め、当社および子会社の全役員および全従業員に周知徹底しております。また、当社および子会社を対象とした定期的な講習を実施しており、必要な情報を伝達しております。

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

京三製作所は1917年、大正6年9月3日の創立以来、100年超にわたり鉄道事業、交通事業、電気通信・電力事業の各分野に立脚するメーカーとしてさまざまな製品を開発、製造してまいりました。これら製品の中に国産初、世界初と称されるものが数多くありますように、当社グループは創業以来優れた技術と確かな対応力で社会性、公共性の高い、社会の根幹に寄与する分野において信頼と実績を築きあげてまいりました。

当社は社会性、公共性の高い業種に属していることから、顧客の信頼に応えて、安全・高品質・高付加価値の製品を迅速かつ安価に提供し続け、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、①顧客事業の根幹にかかわる製品の安定供給責任を全うするための長期的視点に立脚した安定的経営を持続すること、②安全の確保・増進に向けた不断の先行的な研究開発投資、設備投資ならびにこれを可能とする一定の内部留保水準を維持・確保すること、③高度の技術・技能を維持、継承していくための雇用を安定・確保すること、④社会の公共性、公益性、安全性に深くかかわる事業に携わる者としての社員の誇りと責任意識の高い水準の保持＝京三製作所の企業文化・価値観を持続すること、等が必要不可欠であります。

これらが当社の株式の大量買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのであれば、当社の企業価値・株主共同の利益は著しく毀損されることとなります。また、外部者である買取者からの大量買付の提案を受けた際には、上記事項の他、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する事項等さまざまな事項を適切に把握したうえ、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断する必要があります。

当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買取提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主による株式の大量買付の内容等に関する検討あるいは対象会社の取締役会による代替案提案のための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買取者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買取者との交渉を必要とするもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

これらの事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する大量買付が行われた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると考えます。

(2) 具体的取組み

① 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、創立100周年を機に、《KYOSAN VISION》を策定しております。

《KYOSAN VISION》は、めざす企業像として「信頼度ナンバーワン KYOSAN」を掲げ、「安全性・信頼性」「地球環境保全」をキーワードに先進の技術と高い品質で「社会の発展と快適性向上」に貢献することを企業理念とし、「京三グループの永続的成長」「共に歩む人々の幸せ」「ステークホルダーへの適切なリターン」を経営目的としております。

その実現に向け、「誠実さと高い倫理観」「強い責任感と当事者意識」「ダイバーシティ」を行動規範とし、「スピード」「チャレンジ」「イノベーション」を行動指針として定め、全社および事業の具体的戦略からなる中期経営計画を策定し、その達成に向けて積極的に取り組みを推進しております。

② 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

当社は、基本方針に基づいて買収防衛策を導入しており、大量買付ルールが遵守されなかった場合や、大量買付ルールが遵守されている場合でも、当該大量買付行為が当社の企業価値や、当社株主共同の利益を著しく損なう場合には、独立委員会(大量買付ルールに則った手続の進行に関する客観性および合理性を担保するため、当社取締役会から独立した組織としての社外有識者で構成する委員会)の検討・勧告を受け、当社取締役会は、当社株主共同の利益を守るために適切と考える方策として新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める措置をとることがあります。

大量買付ルールの概要は次のとおりです。

「買付説明書」および「必要情報」の提出

大量買付者が大量買付を行おうとする場合には、当社宛に大量買付ルールに沿った当社が要求する「買付説明書」および「必要情報」を日本語で提出していただくこととします。

大量買付情報の検討とその開示

大量買付者が現れ、大量買付者等から買付説明書および必要情報等が提出された場合には、独立委員会はその内容を検討します。独立委員会が不十分であると判断した場合には追加的に情報を提供することを求めます。その内容が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

独立委員会による検討作業等

独立委員会は、大量買付情報を受領した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付等の場合は最大60日間、その他の買付等の場合は最大90日間が経過するまでに、買付等の内容検討と取締役会の事業計画等に関する比較検討および取締役会の提供する代替案の検討等を行います。独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、当該買付者等と協議・交渉を行い、または取締役会等による代替案の株主等に対する提示等を行います。

独立委員会による勧告等および取締役会の決議

独立委員会は当該買付者からの提出情報および取締役会からの代替案等を検討した結果、買収防衛策の発動または不発動または延期の勧告を取締役会に行います。取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施または不実施等を決議します。

なお、当社買収防衛策につきましては、ホームページ上で開示しております。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

前記(2)①に記載いたしました《KYOSAN VISION》および中期経営計画につきましては、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として作成されたものであり、当社の基本方針に沿うものであります。

また、前記(2)②に記載いたしました買収防衛策につきましては、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために導入したものであり、当社の基本方針に沿うものです。この買収防衛策は、株主総会決議による株主意思に基づくものであること、合理的な客観的要件が設定されていること、独立委員会の設置とその判断を重視すること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値・株主共同の利益に資する合理性の高いものであります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
流動資産	77,646	流動負債	50,925
現金及び預金	9,178	支払手形及び買掛金	10,651
受取手形	1,931	電子記録債務	5,647
売掛金	16,704	契約負債	10,529
契約資産	7,517	短期借入金	8,500
製品	4,309	一年内返済予定の長期借入金	4,367
半製品	4,285	未払法人税等	4,819
仕掛品	30,530	役員賞与引当金	150
原材料及び貯蔵品	431	受注損失引当金	291
その他	2,756	その他	5,968
固定資産	35,713	固定負債	17,016
有形固定資産	15,718	長期借入金	12,280
建物及び構築物	10,415	退職給付に係る負債	3,715
機械装置及び運搬具	601	資産除去債務	134
工具、器具及び備品	1,106	繰延税金負債	114
土地	2,539	その他	772
リース資産	678	負債合計	67,942
建設仮勘定	376	株主資本	40,949
無形固定資産	1,067	資本金	6,270
投資その他の資産	18,926	資本剰余金	4,625
投資有価証券	13,822	利益剰余金	30,098
繰延税金資産	3,082	自己株式	△45
退職給付に係る資産	635	その他の包括利益累計額	4,467
その他	1,394	その他有価証券評価差額金	4,178
貸倒引当金	△9	為替換算調整勘定	138
		退職給付に係る調整累計額	150
資産合計	113,359	純資産合計	45,416
		負債及び純資産合計	113,359

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
売上高	72,916	特別利益	13,758
売上原価	57,547	固定資産売却益	102
売上総利益	15,369	投資有価証券売却益	881
販売費及び一般管理費	11,702	受取保険金	12,774
営業利益	3,666	特別損失	707
営業外収益	846	固定資産除売却損	99
受取配当金	215	火災損失	375
受取保険金	161	損害賠償金	220
持分法による投資利益	104	環境対策費	13
為替差益	141	税金等調整前当期純利益	17,173
その他	224	法人税、住民税及び事業税	3,552
営業外費用	391	法人税等調整額	1,287
支払利息	172	当期純利益	12,333
資金調達費用	135	親会社株主に帰属する当期純利益	12,333
投資有価証券評価損	43		
その他	39		
経常利益	4,122		

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,270	4,625	20,587	△45	31,438
会計方針の変更による累積的影響額			△1,881		△1,881
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,270	4,625	18,706	△45	29,557
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△941		△941
親会社株主に帰属する当期純利益			12,333		12,333
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	11,391	△0	11,391
当 期 末 残 高	6,270	4,625	30,098	△45	40,949

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	5,959	△130	120	5,949	37,387
会計方針の変更による累積的影響額					△1,881
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,959	△130	120	5,949	35,506
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△941
親会社株主に帰属する当期純利益					12,333
自 己 株 式 の 取 得					△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△1,781	269	30	△1,482	△1,482
当 期 変 動 額 合 計	△1,781	269	30	△1,482	9,909
当 期 末 残 高	4,178	138	150	4,467	45,416

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
流動資産	70,163	流動負債	48,540
現金預金	6,595	支払手形	221
受取手形	1,841	電子記録債権	5,453
売掛金	19,322	買掛金	9,296
製品	4,250	契約負債	10,528
半製品	4,285	短期借入金	10,008
仕掛品	29,354	一年内返済予定の長期借入金	4,324
原材料及び貯蔵品	130	リース負債	95
未収入金	526	未払金	1,011
前払費用	166	未払費用	2,571
短期貸付金	3,115	未払法人税等	4,183
その他	571	未払消費税等	170
		預り金	264
		役員賞与引当金	114
		受注損失引当金	291
		その他	5
固定資産	32,733	固定負債	16,915
有形固定資産	12,951	長期借入金	12,244
建物	8,918	リース負債	528
構築物	215	退職給付引当金	3,885
機械及び装置	484	資産除去債	105
車両及び運搬具	18	その他	150
工具、器具及び備品	975		
土地	1,428	負債合計	65,456
リース資産	562	株主資本	33,389
建設仮勘定	348	資本金	6,270
無形固定資産	987	資本剰余金	4,625
借地権	15	資本準備金	4,625
ソフトウェア	944	利益剰余金	22,528
その他	27	利益準備金	1,104
投資その他の資産	18,794	その他利益剰余金	21,423
投資有価証券	12,461	別途積立金	10,500
関係会社株	1,874	繰越利益剰余金	10,923
長期貸付金	160	自己株式	△34
繰延税金資産	3,366	評価・換算差額等	4,050
その他	940	その他有価証券評価差額金	4,050
貸倒引当金	△6	純資産合計	37,440
資産合計	102,896	負債純資産合計	102,896

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
売上高	66,015	特別利益	13,635
売上原価	53,472	固定資産売却益	102
売上総利益	12,542	投資有価証券売却益	881
販売費及び一般管理費	10,120	受取保険金	12,651
営業利益	2,422	特別損失	694
営業外収益	734	固定資産除売却損	41
受取配当金	216	関係会社株式評価損	44
受取保険金	135	火災損失	375
固定資産賃貸料	97	損害賠償金	220
為替差益	135	環境対策費	13
その他	149	税引前当期純利益	15,707
営業外費用	389	法人税、住民税及び事業税	2,929
支払利息	175	法人税等調整額	1,079
固定資産賃貸費用	29	当期純利益	11,698
資金調達費用	135		
投資有価証券評価損	43		
その他	5		
経常利益	2,767		

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	6,270	4,625	4,625
会計方針の変更による累積的影響額			
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,270	4,625	4,625
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			
当 期 純 利 益			
自 己 株 式 の 取 得			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-
当 期 末 残 高	6,270	4,625	4,625

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
別 途 積 立 金		繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	1,104	10,500	2,135	13,740	△34	24,602
会計方針の変更による累積的影響額			△1,969	△1,969		△1,969
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,104	10,500	166	11,771	△34	22,632
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△941	△941		△941
当 期 純 利 益			11,698	11,698		11,698
自 己 株 式 の 取 得					△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	10,756	10,756	△0	10,756
当 期 末 残 高	1,104	10,500	10,923	22,528	△34	33,389

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	5,789	5,789	30,391
会計方針の変更による累積的影響額			△1,969
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,789	5,789	28,422
当期変動額			
剰余金の配当			△941
当期純利益			11,698
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,738	△1,738	△1,738
当期変動額合計	△1,738	△1,738	9,018
当期末残高	4,050	4,050	37,440

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社京三製作所
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
横浜事務所

指定有限責任社員 公認会計士 京 嶋 清兵衛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 萬 政 広
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社京三製作所の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社京三製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社京三製作所
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
横浜事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 京 嶋 清兵衛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 萬 政 広

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社京三製作所の2021年4月1日から2022年3月31日までの第157期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第157期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査計画(監査方針、重点監査項目、監査業務分担、監査方法の概要)に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等の重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、本社の取締役及び統括部署や子会社の取締役及び監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、内部監査室等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人に関しては、事前に会計監査人より監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受け、意見交換を行いました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受けました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年(2005年)10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容及びその運用状況は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

株式会社京三製作所 監査役会
常勤監査役 菅野 勉 ㊟
監査役 上田 成一 ㊟
社外監査役 西村 文男 ㊟
社外監査役 榎本 ゆき乃 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

会場

株式会社 京三製作所 会議室

横浜市鶴見区平安町二丁目29番地の1
電話 (045) 501-1261 (番号案内)

※受付開始時刻は、**午前9時**を予定しております。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

